



一般社団法人 日本創傷・オストミー・失禁管理学会
Japanese Society of Wound, Ostomy, and Continence Management

平成 23 年 8 月 27 日

「ストーマ装具の交換」に関する厚生労働省医政局通知に対する学会の見解

一般社団法人 日本創傷・オストミー・失禁管理学会

理事長 真田 弘美

認定看護師委員会

委員長 田中 秀子



1. ストーマ装具交換に関する通知の概要

医師法第十七条、歯科医師法十七条及び保健師助産師看護師法第三十一条の解釈についての厚生労働省医政局長通知（平成 17 年 7 月 26 日付け）を受け、平成 23 年 6 月 5 日付けにて日本オストミー協会から「ストーマ及びその周辺の状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合には、その剥離による障害等のおそれは極めて低いことから、当該ストーマ装具の交換は原則として医行為には該当しないものとするが如何（抜粋）」との疑義照会が行われ、これに対し、平成 23 年 7 月 5 日付けにて、厚生労働省医政局医事課長よりその通りである旨の回答があった。この通知により、専門的な管理が必要とされない場合のストーマ装具交換は医行為から外れ、医師や看護職員でなくても交換が可能となった。従来、ストーマ周囲皮膚は皮膚障害を起こしやすく、医師や看護職員による専門的かつ長期的な管理が必要であったが、近年のストーマ造設術式やストーマ装具、ケア用品・技術の発展により、皮膚障害のリスクは従前よりも格段に低下した。したがって、リスクの低いストーマ装具交換については医師や看護職員でなくても実施可能であることが認められたのは、これらストーマを取り巻く状況の発展によるところが大きく、当学会としても歓迎するところである。

2. 専門的な管理が必要な場合の装具交換に関する見解

前述のごとく、装具交換が医療行為から外れることにより、ストーマ装具交換が通常の排泄管理の一環として行われることになり、患者の生活の質が向上し将来の不安などが解消されうる。しかし一方で、ストーマおよびその周辺の状態が安定していない場合における装具交換はリスクが高いことから、どのような状態であれば医師や看護職員でなくとも交換が可能であるかを明確にしておくことが求められる。我が国ではストーマ管理を専門的に行う職種として、皮膚・排泄ケア認定看護師が活躍しており、各臨床現場において医師や看護職員以外の者によるストーマ装具交換の是非について判断を求められるケースが多いことが想定される。当学会は多くの皮膚・排泄ケア認定看護師が所属していることから、ストーマ保有者の安全を第一に考慮し、「ストーマ装具の交換」についての指針を学会として策定し公表することとする。この指針において、専門的な管理が必要な状態を定義し、その判断材料を明示するとともに、病院、保健施設、介護施設、在宅などが連携を強化し、ストーマ保有者の長期的なサポート体制の整備に向けて早急に対応を検討する。

一般社団法人 日本創傷・オストミー・失禁管理学会

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 10F

TEL : 03-5291-6231 / FAX : 03-5291-2176 / MAIL : etwoc@shunkosha.com

URL : <http://www.etwoc.org/index.html>